○外務省告示第二百九号

令和七年五月九日にキンシャサで、キンシャサ市モンアンバ地区における電力アクセス改善計画のための贈与に関する令和五年十月三十一日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

令和七年六月十一日

外務大臣　岩屋　毅

1　内容　贈与の限度額を「三十八億九千八百万円」に改める。

2　署名者

日　本　側　小川秀俊在コンゴ民主共和国大使

コンゴ民主共和国側　テレーズ・カイクワンバ・ヴァグナー国務大臣兼外務・国際協力・仏語圏大臣

○外務省告示第二百十号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第三号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年六月十一日

外務大臣　岩屋　毅

失効年月日　令和七年五月三十日

発行年月日　令和六年十一月十八日

旅券番号　ＭＪ四一四五四一八

○農林水産省告示第九百四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、平成十二年農林水産省告示第六百五十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき都道府県が行うこととする事務を定めた件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

令和七年六月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分がないものは、これを加える。

改正後		改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容	補助金等の予算科目	事務の内容
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略） 新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金 （地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係るものに限る。）	（略）	（略） 地方創生整備推進交付金 （地方創生汚水処理施設整備推進交付金に限る。）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十二年農林水産省告示第六百五十八号の規定は、令和七年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,398.5トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン）	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,072.7トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	174.4
青森県	346.4
岩手県	109.6
宮城県	66.9
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	142.0
青森県	340.5
岩手県	90.5
宮城県	68.2
秋田県	40.2
山形県	28.3
福島県	22.9